

(第五部)

第五回參議院法務委員會會議錄第十一号

(三〇一)

昭和二十四年五月十日(火曜日)午前十三時三十分開會

本日の會議に付した事件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○公証人法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○右法律案に關し証人の証言あり

○委員(伊藤修吉)では法務委員會をこれより閉じます。刑法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず政府委員の本案に対する内容についての説明を聴きます。

○政府委員(岡崎昭一)政府はこのたび犯罪者予防更生法案を立案いたしました。國會に提出いたし、衆議院で御審議を仰いでおる次第でございます。が、このたびの刑法改正は主として犯罪者予防更生法案と關係のあるものでござい。即ち犯罪者予防更生法案によりますと、犯罪者の社会復帰を促進する趣旨を以ちまして、犯罪者に對しまして一定の條件の下に保護観察に付するこの制度を認めるのでござい。即ち従前は懲役又は禁錮の刑につ

きまして執行猶予を言渡す場合には、無條件に刑の執行を猶予いたしましたのでござい。このたび第二十五條の二という新しい規定を設けまして、無條件に執行猶予を付する場合も必ずしも、その猶予者に対して、必要があるといふ場合には、特に遵守すべき事項を定めまして、猶予期間内本人を保護観察に付することができるといふ規定を設けた次第でございます。即ち被告人によりましては無條件に執行猶予をいたしましたことが、その人の更生に役立つといふ場合もありませんけれども、社会的な生活能力の十分でない者に対しては、むしろ保護観察を加えて、その予防更生を奨励いたすことが適当である場合も十分考えられますので、そのような犯罪者に対しては保護観察に付することが適当であり、且つ必要である場合があるといふ趣旨におきまして、かかる規定を設けた次第でございます。

で従いまして、二十六條の二項に執行猶予の取消の事由といたしまして、従前の取消事由の外に、更に保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しない、且つその情状が甚だ重し場合に執行猶予の取消をなし得ることといたした次第でございます。これがこの刑法改正の主要なる眼目でございます。次に第二十九條の一項の四号を改めたのでござい。この四号は現在、「仮出獄取締規則」違反(シタトルキ)と規定いたしておりますが、この仮出獄に関する事項はこ

するが、この仮出獄に関する事項はこゝの犯罪者予防更生法案が成立いたしますと、防犯保護中央委員会におきまして、主としてその事務を管理せられるようになりまして、「仮出獄中遵守すべき事項」はこの防犯保護中央委員会において規則として制定されることになり、一「仮出獄中遵守すべき事項」を「遵守セザリントキ」とかように規定を改めた次第でございます。これがこの刑法の一部を改正する法律案の改正の骨子でございます。

附則につきましては、この法律の施行は犯罪者予防更生法の施行の日から施行いたすことといたしまして、尙の刑法第二十五條の二項の改正、即ち執行猶予者に対して保護観察に付する旨のこの言渡しをなし得るといふ規定の適用につきましては、この法律が施行前に罪を犯したものににつきましては適用いたさない、言い換えれば法律の不遡及の原則を明らかにいたしました。少くともこの刑法改正の法律施行後に罪を犯したものに對してのみ第二十五條の二の新しい規定を適用いたすといふ規定を設けた次第でございます。簡単にござい。以上を以て改正の要点を御説明いたしました次第でございます。

○委員(伊藤修吉)では本案に対する質疑に入ります。速記を止めて。
○委員(岡崎昭一)速記を始めて。
○齋藤鐵嶺 連続犯の一部について裁判があつたとき、その他の部分について

ては処罰されないように規定する考案があるかどうか、ちよつとお聴きたいです。
○政府委員(岡崎昭一)連続犯の取扱方につきましては、非常に困難な問題がござい。現在の現行の規定で処理いたすつもりです。或いは將來甚だ不当な場合が起きますならば、或いは改正をいたすといふふうなことになるかと考案しますが、憲法の規定との關係もござい。直ちに改めるといふことは、政府といはしては考案しておりません。ただ實際上の取扱はいたしまして、例えば連続犯の一部につきまして起訴がありまして、執行猶予の言渡しを受けたところ、その後に更にその刑の言渡しを受けたが、その後に連続の關係にあるような別罪が発見されて、それとして捜査を受けたというふうな場合に、すでに言渡しを受けた犯罪と捜査中の犯罪とを認められ、而して連続犯として処罰される場合に、同様執行猶予の言渡しを受けるであろうといふような場合に、檢察当局におきましては、後に発覚した犯罪につきましては、不起訴処分にするといふような便宜主義を活用いたしまして、犯罪者に不当に不利な結果を與えないといふような措置を講じておきますので、現行法で賄ひ得る範囲で便宜な取扱もできる次第でありますので、今直ちに刑法の改正を試みたいといふ方には、政府と

いたしては考案しておりません。
○栗川夕三 觀察の方法をお教願したいと思ひます。保護といふのは、從來折角更生いたしつつあるものも、この保護觀察の方法が悪いために周囲に事情が知れまして、非常に本人が不幸に陥つておる例が余りにも多過ぎますので、この保護觀察は今後どういふふうになるのですか。その点を一つ……

○政府委員(岡崎昭一)犯罪者予防更生法案につきましては、いずれ主管の局長が参りまして詳細に御説明を申上げると存じますが、この保護觀察制度で一番肝要なのは、只今栗川委員も御指摘になりましたように、この運用に當る人の問題であるかと考案しております。この法律案におきましては、保護觀察をいたしますための中央の機關といたしまして、先程申しましたように、法務總裁の所轄の下に防犯保護中央委員会といふものを設けまして、その中央委員会の地方支部局として、その中央委員会の地方支部局といたしまして、それと地方少年保護委員會或いは地方成人保護委員會といふものを設けまして、第一線の保護觀察の事務はこの地方委員会において行なひ、これを總括する機關として中央委員會が活動いたすという關係に置かれる次第でございます。そうしまして、この委員會の構成につきましては、この法案の規定にござい。すなわち、ただ單に従来の官吏のみによつて構成いたしませんで廣く國會議員、或いは民間の有識者、その外いろいろ事業に十

分理解なり経験をお持ちの方々を委員に加入して、その委員会におきまして、この運用を取扱うということになりますので、非常に民主的に、而して法律の精神に副うような運用が期待されるであらう、かように考えております。

○栗川タマエ君 ちよつと希望条件を申述べて置きますが、お調べになられることは当然必要と存じますけれども、その会社とか或いはその近所にお出でになつて、この附近に悪い事をしておるような人はないかというふうな調べ方はいいでしよりけれども、特にその人間の個人の名前を指しておつしやるということは、非常に警戒を要すると思ひますので、特にお願い申し上げます。

○松井道夫君 その保護観察に付することを判決裁判所がする。保護観察のことについては外の機関が犯罪者予防更生法でいたしますので、そういうた専門の機関にしないで、判決裁判所に保護観察に付することをなさしめるといふことは、どういふ理由であるかというところが第一。それから遵守すべき事項を定めとありますが、遵守すべき事項といふものはどういふ事項を予定しておられるかといふことをお尋ねします。

○政府委員(岡崎組一君) 便宜お尋ねの後の方からお答申上げたいと存じます。この予防更生法案によりますると、第三十四條に保護観察の指導監督及び保護援助の措置に関する規定がございますが、その第二項に保護観察に付せられてゐる者はその義務として第二項の規定により又は原審裁判所から付せられた条件のほか左の条件を守

らなければならぬと規定いたしておりまして、第一号から第四号まで保護観察に付されてゐる者が一般的に遵守すべき法定の条件を規定いたしておる次第でございます。で、この条件を見ますると、第一号は「一定の住居に住し、正業に従事すること。第二号は「善行を保持すること。第三号は犯罪性のある者又は品行不良の者と交際しないこと。第四号は「住居を轉じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。」といふふうに、法定条件は規定いたしておりますが、これは極めて抽象的でございまして、例えば第一号は住居不定になつていけない、社会的に不面目な職業に従事してはいけないとか、或いは第二号にありますが「善行を保持すること、これは社会人として善良な生活行状を保持して行くこと、或いは三号の不良の者と交つてはいけない、四号は住居を轉じ或いは長期の旅行をするときは予め保護観察者の許可を求め、四号は多少具体的でございまして、一号から三号までは極めて抽象的ないわゆる正しい生活をするようにするといふことに盡きるような条件でございまして、これではむしろ甚だ不完全な条件と申さなければならぬと存じます。各犯罪者につきましてはその犯罪なり或いは犯罪を犯した環境、その外いろいろな条件がそれぞれ犯罪者によつて異なるのでございまして、その犯罪者の更生を援護したすためにのもつと具体的に各犯罪者につきまして条件を定めて、その条件を遵守せしむることによつて更生を助ける

といふことができるのでございましてから、この裁判所が附加いたしまする

条件はもつと具体的に、例えば住居を指定いたしますについても親戚に有力な伯父があればその伯父の所に同居すること、或いは正業に従事するといふ場合もただ単に正業に従事するといふのでありませんで、本人が能力もあり且つ見込もあるような業務を選ばせまして、その職業に従事すること、或いは学生であれば必ず在学をしてまじめに学校の研究を続けるといつたような条件を具体的に定める、そしてその具体的に定めた条件を本人が遵守することにやつて、それは多少苦痛も伴いますし、努力も必要とすると思ひますが、そういうことによつて本人の更生を完りせしめようといふことにいたしました方が適當と考へまして、法定条件の外に特に裁判所が遵守すべき事項を定めるといふことにいたしました次第でございます。それから保護観察の執行機関は、この案にございまして、それ、この委員会でございまして、裁判所はこの保護観察の執行の大要に於いては直接には関與いたさない建前になつておるのであります。

○松井道夫君 私のお尋ねしたのは要するに執行でなくて、保護観察に付することを、裁判所が執行する命令に併せてやる、要するにこの保護観察といふことは一つのいわば行政的なことで、要するに司法の本質的な固有のものでないとも考へられますので、裁判所といふものにはできるだけそういう固有の裁判事務に全力を集中するよりにしたい、保護とか刑罰とかいふものはおの／＼又別の機関がおの／＼あるわけでありまして、その決定も今の保護なら保護の機関がおの／＼あるわけですから、その保護の機関が

これを行うことといふようにした方がはつきりしたすのじやないかという気がいたすのであります。それで裁判所が保護観察に付するといふことを決定することにしたのはどういふわけか、外の機関がないで、裁判所に執行させるといふ意味を質問申上げたのです。

○政府委員(岡崎組一君) 保護観察の事務が行政的な一種の保安的な処分であるといふことは、松井委員の仰せの通りでございます。が、裁判所が執行の執行を言渡しをいたす場合には、これは毫も差支えございませんで、又保護観察の行われております実情を見まして、恐らくこれは非常な好成绩を挙げるであらうと期待いたしてございまして、その場合にその運用の実情によりまして十分被告人を更生せしむるに足りると考へます場合には、裁判所いたしましたは実刑を言渡すよりも保護観察に付することによつて本人に却つて社会に復帰せしむる能力を養ひ得ると考へて保護観察に付するといふ條件を附加することによつて、刑の執行の言渡しをするといふ場合も將來はあつたらうといふふうに考へる次第でございまして、保護観察自体は成る程行政処分でございますけれども、その行政処分を裁判所が十分有効と認めまして、そして保護観察に付するといふ一つの裁判をいたすに付すことは、必ずしも裁判官が本来の裁判の枠を離れまして、一種の行政的な処分をいたすとは言えないではないか。成る程保護観察自体は一つの行政処分でございますけれども、その保護観察を利用いたしまして、犯罪者

の更生を図るための言渡しをいたすこととはこれは差支ないのではないかと。例へば刑の執行にいたしましたも、これは厳密に考へますと、行刑はこれは裁判事項にございませんで、むしろ言葉の示しますように、一つの行政行為であらうと考へます。その刑の執行に付する、言い換えれば懲役を言渡し、或いは禁錮の刑を言渡しといふのも実は犯罪者に対して一つの行政処分下に本人を置くことに外ならないのでございまして、それとこの保護観察に付することが必ずしも甚だしく運庭のあること、異つた一つの措置を命ずるといふことにはならないであらう、かように考へる次第であります。

○松井道夫君 これは今の犯罪者予防更生法案の機会に質問すればよろしかつたのかも知れませんが、只今の御答弁はその通りでございませう。併しながら裁判所に現在よりも余計に行政的な考慮といふのをさせるといふことは、これは争われぬことじやないかと思ひのであります。私のお尋ねしておるのは、要するに例えば裁判所で執行の言渡しをした人を今の予防更生関係の機関に通知なら通知する、保護観察の執行をやるのはそういうた機関でありまして、それでそういうた機関において果して保護観察に付するのが適當であるかどうかといふことを或る程度調べて、そして、そういう機関において決定をするといふことであれば、今のような問題は何も起きないものでありまして、そういう工合にしない、裁判所に保護観察の決定をさせるといふことにしたのとはどういふわけか、裁判所の方はもう全然保護観察といふことから除外してもよさそうなる

局長から詳細にお答えさせたいと存じます。保護観察の期間は第三十三條の三項にございますように「本人が二十歳に達するまで」とございまして、「但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。」でございまして、大體二十歳、それから二十歳の間際に保護観察に付せられるということになりますと、二十二歳近くまで保護観察に付せられるわけと考へますが、只今お尋ねの点は恐らく施行関係で、施行がこの法案によりまして今年七月一日から施行されることになつておりますが、恐らく地方少年保護委員会と現行の保護機関との関係は適当に調節されておるだろうと考へます。が、少年矯正局長から詳細お答えいたさせたいと思ひます。

○委員(伊藤修君) ちよつと速記を止めて。
午前十一時十五分速記中止

午前十一時四十九分速記開始
○委員(伊藤修君) 速記を始めて。
これにて休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時三十一分閉会
○委員(伊藤修君) では午前に引き続き会議を開きます。

午前中大野委員及び松井委員から質問された点について、速記のなかつた点について政府委員の答弁をお願いいたします。

○政府委員(岡崎一君) 大野委員からお尋ねのありました点につきましてお答申上げます。大野委員のお尋ねは、執行猶予の言渡しをいたします際

に、遵守すべき特別条件を定めて保護観察に付する旨の言渡しをする、その場合は、保護観察に付する旨の言渡しに対して控訴を申立てることができるとかというお尋ねと拝承いたしましたのでございまして、この点につきましては、私は刑事訴訟法の三百八十一條の規定に基づきまして、控訴はできるとかように解釈して差支ないと思へております。保護観察の本質という問題でございまして、これは一つの行政的な措置でございまして、もとより司法の事務ではございせんけれども、無條件に執行猶予の言渡しをする場合に、保護観察に付する旨の条件の下に執行猶予を言渡す場合といたしましては、被告人の置かれまじ立場が甚だ異なるのでございまして、特に保護観察に付せられた場合に遵守すべき事項を遵守せず、且つその情状が重いつきには執行猶予の取消を受けて、刑の実刑を科せられることになるのでございまして、少くとも將來刑に処せられる虞がある状態の下において執行猶予を言渡されておるわけでございます。保護観察は、法の精神なり目的とするところは、犯罪者の更生を國家的な力によつてこれを保護するといふのでございまして、もとより被告人の利益のために行われるところでございまして、被告人は少くとも精神的には甚だしく束縛の状態に置かれる。又日々の生活の行動におきましても、遵守すべき事項は遵守しなければならぬ法律上の義務を負つておるわけでございます。少くとも一つの新しい拘束義務の下に置かれておるといふことは申して差支ないと思ひます。従いまし

て、無條件に執行猶予の言渡しを受けた場合に比較いたしまして、少くとも甚だ不利益な状態に置かれておるといふ点も認めなければならぬかと考へます。保護観察に付する旨の言渡しそのものは、決してそれ自体刑の言渡しというものは申されませんけれども、懲役又は禁錮の刑を言渡され、執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

○委員(伊藤修君) 午前中の大野委員の質疑にかかるところ、これは弊害を認めておいてならない、よつてあります。ということになると、甚だ興論といふか實際といふものを看取されていられない、嫌いがあるのだからと私は思ふ。どこにおいてもこの弊害は認められる。例えばこれは執行猶予と關係がないけれども、連続犯において同一被害者から日時を異にして数回再犯する。それは犯罪事実数罪といふことになる。而もそれは包括してあるに拘らず、これを常習とみなす、こゝ言つて保釈の方には關係して来る。保釈では我々はこゝろ、こゝろを立法當時は余り氣を付けていなかったのですが、常

國家的な矯正保護の施設を通して更生を図るのが適當であると考えられるよきな事案におきましても、保護観察とすることになれば、刑務所に收容することを止めて、むしろ保護観察の下に社會に復帰せしむるという取扱いをするものが願わしきものであり、且つ当該の被告人においては妥當であるといふ場合もあるものでありまして、刑務所に收容するといふ実刑を科する措置の代りに保護観察に付する旨の條件の下に、執行猶予を言渡されるという場合が甚だ多いであらう。むしろそういう場合にこの保護観察に付する旨の條件の下に執行猶予を言渡されるであらうといふことを十分予想し得るのでありまして、この点から申しますと、被告人に対して執行猶予を言渡すべき機会が從來よりも甚だ殖えるであらう。その意味において被告人にとりましては、甚だ利益な制度であるであらう、かやうに考へるのであります。

○委員(伊藤修君) 午前中の大野委員の質疑にかかるところ、これは弊害を認めておいてならない、よつてあります。ということになると、甚だ興論といふか實際といふものを看取されていられない、嫌いがあるのだからと私は思ふ。どこにおいてもこの弊害は認められる。例えばこれは執行猶予と關係がないけれども、連続犯において同一被害者から日時を異にして数回再犯する。それは犯罪事実数罪といふことになる。而もそれは包括してあるに拘らず、これを常習とみなす、こゝ言つて保釈の方には關係して来る。保釈では我々はこゝろ、こゝろを立法當時は余り氣を付けていなかったのですが、常

それから保護観察に付する旨の條件の下に執行猶予を言渡すといふこの新らしい制度が、如何やうに運用せられるであらうかといふ問題でございまして、從來の執行猶予の言渡しをいたします場合には、犯罪の情状その外被告人の置かれておる環境、將來の見通し、あらゆる状況を斟酌いたしまして、被告人の更生のためには刑務所に入れて矯正の手段を講ずるよりも、むしろ社會に復帰せしめて、その自発的な、自律的な生活活動によつて更生せしむることが適當であると認める場合に、無條件に執行猶予を言渡す次第であります。新らしい制度が採用されたら、從來の取扱ならば無條件に社會に復帰せしめることに甚だ危険の念がある、先ず刑務所に入れてその

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

○委員(伊藤修君) 午前中の大野委員の質疑にかかるところ、これは弊害を認めておいてならない、よつてあります。ということになると、甚だ興論といふか實際といふものを看取されていられない、嫌いがあるのだからと私は思ふ。どこにおいてもこの弊害は認められる。例えばこれは執行猶予と關係がないけれども、連続犯において同一被害者から日時を異にして数回再犯する。それは犯罪事実数罪といふことになる。而もそれは包括してあるに拘らず、これを常習とみなす、こゝ言つて保釈の方には關係して来る。保釈では我々はこゝろ、こゝろを立法當時は余り氣を付けていなかったのですが、常

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

執行猶予の恩典を附加せられますと共、保護観察に付する旨の新らしい条件を加へられることは、その判決全体から見ますと、やはり一つの被告人に取つては不利益な言渡しの條項が附加せられたとかやうに考へて差支ないのではないかと考へます。従いまして、保護観察に付する旨の趣旨の言渡しを受けたことに対して、刑事訴訟法の三百八十一條の規定によりまして控訴いたすことを認めてよろしいかと考へます。

しを受けました者は六千七百七十七人でございまして、その後執行予の取消を受けました者が七百六人。昭和十六年では七千五百九十一人執行予の言渡しを受けまして、その後取消された者が六百三十七人。昭和十七年にございましては、七千九百四十五人執行予の言渡しを受けまして、取消された者が七百十七人というふうで、大体一割乃至一割弱程度の執行予の取消があつたわけでございますが、最近に至りまして、取消の数が甚しく減少いたしました。昭和二十一年では執行予の言渡しを受けました者が三万五千九百五十四人で、その後取消された者が九百八十四人でございまして、昭和二十二年におきましては、執行予の言渡しを受けました者は四万六千五百五十四人でございまして、取消しを受けました者は二千五百二十五人、

かようにこの執行予の取消の率が甚だ低くなつておる次第でございます。で松井委員の御意見は誠に御尤もと拜承いたしましたのでございまして、この問題は多少研究に慎重を要するかと申しまするので、他日の立法、改正のときに取上げることが適当じやないかと考えております。

○委員(伊藤修吉) 一番問題になるものは、結局あなたの言うのは、後に発覚した場合ではなくて、第一起訴當時に二つ以上発覚しているにも拘らず、その中の一つを取上げて起訴して、それが執行予になつたというので、次に起訴する。従つて第二のものは執行予にするべき事犯でも執行予にできない。要するに検事の用心によつて判決が左右されるということになるから、その弊害を除去しようとして、そ

れが全国にこの煩瑣として行われておるから。そういう考え方でね。○政府委員(岡田新一) 只今委員長のお尋ねでございますが、委員長の御指摘になりましたように、結果は絶対に阻止したいと思つて、発覚いたしました犯罪全体を檢討いたしました。有くも執行予が相当であり、且つ新しい起訴すべき事犯が、必ずしも重大でなく、特に起訴を必要としない場合には、不起訴処分を取扱ひをすべき旨の取扱ひ上の訓令を出しておる次第でございます。若し

○委員(伊藤修吉) 曾て法務総裁にも申述べたのです。又立法当時、いわゆる刑法改正時に、現在日本の検事としてはさうな非常識なことを行つて置いといて、尙重ねて訓令を出して置く。さういふ御説であつたに拘らず、最近既述でも官城でも、或いはその他の地方でも、それが当然行われておるのである。それで尙その檢察官は、別にそれは違法行為じやないから、それを禁ずる法律は別にないじやないか、差支ないのだと言つて、正しさを強調して見えるのですが、だから結局政府のお考えと第一線の人とはお考えが違つておるのである。

○政府委員(岡田新一) そういう事柄がございまして、私からも法務総裁なり檢察官に申し傳へるつもりでございます。尙若しそういう事実がし

ばしは起るようでございますれば、十分立法上の措置も講じなければならぬと思つております。

○委員(伊藤修吉) そすると、その訓令に違反した檢察官はどうか、ですか、どういふ処分を受けられるのですか。

○政府委員(岡田新一) その点につきましては、法務総裁なり或いは檢察官から更めて明確にお答えをいたさしたいと思つております。

○委員(伊藤修吉) それでは本法に對する質疑はこの程度にして、あとは後日に譲ることにしてよろしうございませぬか。

○委員(伊藤修吉) 次に刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題にいたします。本案につきましてその内容を御説明願ひます。

○政府委員(岡田新一) 刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明によりまして大略申上げたわけでございますが、更めて二、三の点について附加的に御説明申上げたものと存じます。

この法律案の改正は、大体三點から成つておるのでございまして、第一點は、今年の一月一日から家庭裁判所が開設せられたのに伴ひ必要な改正でございます。即ち刑事訴訟法が制定されました當時には、家庭裁判所はまだ構想されておりましたので、家庭裁判所設置前の裁判所の訴訟手続といったしまして規定いたしましたのでございまして、家庭裁判所が発足いたしました以上、家庭裁判所の裁判官に對しまして、刑事訴訟法の規定を適用いたさな

ければなりませんので、それに應ずる所要の改正をいたした次第でございます。即ち家庭裁判所の裁判官が忌避せられた場合の裁判に関する規定、家庭裁判所における特別弁護人の選任に関する規定、事実の取調、勾引、勾留、押收、捜索、証人取調などの嘱託につきまして、家庭裁判所の裁判官に對しては、この規定を適用することができるといふ旨の規定、勾引状又は勾留状の執行の指揮は、急速を要する場合には地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の外、家庭裁判所の裁判官もこれをなすことができる旨の規定、執行予の言渡し

の取消しの請求は、地方裁判所又は簡易裁判所の外、家庭裁判所に對してもすることができるといふ旨の規定、並びに家庭裁判所の第一審判決に對しては、控訴することができるといふ旨の規定、それから更に家庭裁判所の裁判官のした裁判の取消し又は変更の請求に對する決定は合議体でしなければならぬ旨の規定など、かかる規定を整備いたしました。關係條文中に、家庭裁判所という字句を加えたわけでございます。

第二點は、只今議題になつております刑法の一部を改正する法律案に關連する改正でありまして、執行予を言渡す場合に、遵守すべき事項を定めて、保護観察に付する旨の裁判の言渡しをいたすこととなるわけでございます。この裁判の言渡しの手続き並びに執行予の取消し手続につきまして、必要な改正規定を刑法中に加えたわけでございます。即ち刑事訴訟法の三百三十三條の條文を改正いたしました。保護観察に付する旨の裁判の言渡しは、執行予の言渡しと同時に判決でこれをしなければならぬ。それ

から三百四十九條の改正は、従來刑の執行予を取消す場合の取消しの原因は、刑法第二十六條に規定してありますように、新たに刑に処せられた場合又は前に他の罪につき刑に処せられたことが発覚した場合等、比較的明確な事柄でありましたので、裁判所は被告人及び検事の意見を聞いて、その決定を以て取消しの裁判をいたしたのでございまして、この度提案いたしておりますが、この度提案いたしておりますが、新たに保護観察に付せられた者が保護観察の期間中遵守すべき事項を遵守しない、而もその情状が重いと認められるときは、執行予を取消しすることができるといふ旨にいたしましたので、果して保護観察期間中遵守事項の違反があつたどうか、而もその違反は執行予の恩典を取消すのに値する程度の重大なるものであるかどうか、又その当該の執行予に對して執行予の取消をなすことが、諸般の事情から判断して適當であるかどうか、即ちこの裁判は公開の法廷で事実の取調をしなければならぬ、且つその場合には必ず被告人又は少くともその代理人の意見、弁護の機会を與えなければならぬ、但し被告人が逃亡して、行方不明になつてしまつたときというふうな場合には、被告人の意見を聞くことが甚だ困難であり、或は不能であります。關係上、そういう特段の場合には、出頭をいたしませんで、意見を聞くことができません。これは止むを得ないという便法を認めただけでございます。原則として被告人に十分に意見、弁護の機会を與えた上に、裁判をいたすというにいたしましたのでござい

ます。そして被告人の立場をよく

から三百四十九條の改正は、従來刑の執行予を取消す場合の取消しの原因は、刑法第二十六條に規定してありますように、新たに刑に処せられた場合又は前に他の罪につき刑に処せられたことが発覚した場合等、比較的明確な事柄でありましたので、裁判所は被告人及び検事の意見を聞いて、その決定を以て取消しの裁判をいたしたのでございまして、この度提案いたしておりますが、新たに保護観察に付せられた者が保護観察の期間中遵守すべき事項を遵守しない、而もその情状が重いと認められるときは、執行予を取消しすることができるといふ旨にいたしましたので、果して保護観察期間中遵守事項の違反があつたどうか、而もその違反は執行予の恩典を取消すのに値する程度の重大なるものであるかどうか、又その当該の執行予に對して執行予の取消をなすことが、諸般の事情から判断して適當であるかどうか、即ちこの裁判は公開の法廷で事実の取調をしなければならぬ、且つその場合には必ず被告人又は少くともその代理人の意見、弁護の機会を與えなければならぬ、但し被告人が逃亡して、行方不明になつてしまつたときというふうな場合には、被告人の意見を聞くことが甚だ困難であり、或は不能であります。關係上、そういう特段の場合には、出頭をいたしませんで、意見を聞くことができません。これは止むを得ないという便法を認めただけでございます。原則として被告人に十分に意見、弁護の機会を與えた上に、裁判をいたすというにいたしましたのでござい

ます。そして被告人の立場をよく

つて判決が左右されるという事になり、その弊害を除去しようとする。前若しそういう事実がし

いたすために、特に弁護人を選任することができ、そうしてこの裁判に對しては、特に通常の抗告を提起することを認め、而もその抗告期間は十四日と定められたこと、而も被告人が取消の裁判があつたことを知らないうちに裁判が確定してしまふというのを防ぐ意味を以ちまして、この抗告の期間は被告人が刑の執行猶予の言渡しを取消す旨の決定があつたことを知つた時から起算した事という事にした。被告人が十分防禦の機会を與ふるようにした次第でございます。で、三百五十條の改正は、三百四十九條の改正をいたしたのに伴う條文の整理でございます。

それから最後にこの第五十五條の第三項の改正でございますが、これは従來期間の末日が日曜日、一月一日、二月、四月、十二月二十九日、三十日、三十一日、又は一般の休日として指定せられた日になるときは、これを期間に算入しないということになつておるのであります。これを旧刑事訴訟法の規定を踏襲した規定でございます。先般國民の祝日に関する法律が実施せられて、一月三日及び五日は、いずれも國民の祝日にはなつておらないのであります。一月四日を特に休日並みに取扱うという旧來の規定は意味がなくなつたのでございませぬ。併し一月三日は祝日には指定されておられませんが、一般官廳の休日に指定されておられ、國民生活の現実にあつても正月三ヶ日の一日として特別の意味を持つておりますので、この際一月三日を休日と準じて取扱うこととしたのでございませぬ。簡潔でございますが改正の要点についての御説明をいたします。

○委員(伊藤修君) では本案に対する質疑に入ります。
○岡部警署 第二百十八條の「指紋若しくは足型を採取し」となつておりますが、足型は何か現在の指紋法に對照するより新しい方法を御採用になるのでありますか、その点御説明願います。
○政府委員(岡田組一君) 実は足型のこととは私よく存じませんので、至急取調を致してお答え申し上げます。
○委員(伊藤修君) 現在日本で指紋については統一されたところのものがあるのですか。
○政府委員(岡田組一君) 大體統一された組織を持つておるようになつておる。一つは警察關係の指紋でございますが、これは全部まとめまして警視廳に保管いたしておるものと存じます。法務關係の指紋につきましては、これは行刑の面から非常に嚴重に懸念と處理いたしまして矯正局の方に保管いたしておるのでございませぬ。

○委員(伊藤修君) 第一線刑事は被疑者の身分を照会するのに大變困難しておりますが、起訴当時は分りませんが、判決當時に至るまで入手できないために、いわゆる前科關係の考慮が判決に現れていない。従つて後に來ておるために改めてそれを請求するといふ不便を感じておるのでございませぬ。法務廳がそういうものを統一するよりな考案はないのですか。大體法務廳に照会すれば何人の前科關係、身分關係といふものは明らかになるというよりなものはないのでございませぬ。
○政府委員(岡田組一君) 委員長の御意見のように苟くも檢察官の総元簿である、法務關係の統轄者としての法務廳の下に、そういう設備を完備いたしたいと思はれます。
○委員(伊藤修君) 現在ではないのですか。
○政府委員(岡田組一君) 非常に不完全であると思はれます。
○大野警署一君 「三百四十九條第二項を削り、同條第一項の次に次の四項を加える」という條文ですが、「檢察官及び被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならぬ。但し、被告人及びその代理人が正当な理由がなく出頭をしないときは、これらの者の意見を聴くことを要しない」とどう書いてありますが、この「被告人及び

その代理人」というのは二人が來なければいけないように解釈されるが、この「及び」の解釈を伺いたい。
○政府委員(岡田組一君) これはなるべく被告人及び利益を代理する代理人に陳述の機会を與えるという趣旨でございます。その双方とも正当な理由がないのに出頭しないときは意見を聴かないで裁判をいたすことができます。苟くも一方が出頭し得るにも拘わらず、その出頭を求めないで裁判するといふことのないようにいたした次第でございます。
○大野警署一君 誰か一人でも出頭すれば意見を聞かなければならない、こういうことになりませぬか。
○政府委員(岡田組一君) そうです。
○大野警署一君 その次に、「第二項の抗告の提起期間は、十四日とする。但し、被告人が刑の執行猶予の言渡しを取消す旨の決定があつたことを知らなかつた場合には、抗告の提起期間は、十日とする」とありますが、「知つた時」とは知り得べき時か、具体的に被告人が知つた場合でしょうか、どちらですか。これに關連して一体決定の告示方法はどうか、いろいろにするのか、こういうことを伺いたい。
○政府委員(岡田組一君) 第一のお尋ねでございますが、これは現実に被告人がその決定のあつたことを知つたときから抗告の期間が起算されるべきなものであります。知り得べきときはありませんので現実に知つたときでございます。それから決定の告知方法は刑事訴訟法の規定によるのでございませぬ、出頭いたしております場合には言渡しによつて効力を生じますし、無出頭である場合には、送達いたすことによつて決定を告示いたすわけでございます。そうして今お尋ねがございませぬように、住所に宛てては決定を送達した、ところが住居が轉居してゐるとか、或いはその外に出張をしてゐるといつたような關係で、その決定のあつたことを知らなかつた場合には、現実にそういう裁判があつたといふことを知つたときから抗告の期間を起算いたすわけでございます。
○大野警署一君 それからその前に「被疑者を裸にしない限り」といふのは、裸というのはいくらをいいますか。裸にも半裸と全裸とか言ひましても、人によつては肌をぬがせる、胸の乳から上を出してもよい、こういう區別がございませぬ、これはどういふ解釈ですか。
○政府委員(岡田組一君) これは社會の一般觀念で決めるべきことと考えますが、肩をぬぐ、或いは胸から上を出すといふような場合にはやはり裸の中に入れて差支えないと思はれます。
○松井道夫君 この三百三十三條で「保護觀察に付する旨の言渡し」のやう方があるのですが、遵守すべき事項もやはり判決書に書いてやるという趣旨の言葉が先にありましたが、これでははつきりしておらんやうですが、その点は……

○政府委員(岡田組一君) 「保護觀察に付する旨の言渡し」の中に必ずその遵守すべき事項を示すべきでございますが、言渡しの裁判の中に遵守すべき事項は必ず明示しなければならぬと思はれております。
○深川タマエ君 ちよつとよい機会でありませぬから、家庭裁判所と申しませぬ。

すのは各縣只今一つづつぐらになつていゝるでしようか、それからその次は参考のために東京都におきまして、この頃家庭裁判所の裁判官はどうか、この頃特に家庭裁判所で取扱う事件が殖えておる、内容はどうか、第四番目はこの家庭裁判所の判決に対して、この頃一般にどういふ批評をしておりますか、お分りになつておられますればお教え願ひいたします。

○政府委員(岡崎昭一君) 只今深川委員のお尋ねの事項は主として裁判所の行政に関する事項のようでございますので、最高裁判所の小川課長が御出席でございますから、できればその方から御答弁をお願いしたいと思ひます。家庭裁判所の設置関係につきましては、今年の一月一日から開設いたしましたので、全国の各地方裁判所所在地にはそれ／＼家庭裁判所が開設されたされておるわけでございます。尤も所長は地方裁判所の所長が兼任しておられたようでございまして、最近たしか六ヶ所、東京、横浜、以下六ヶ所の重要な都市におきましては、専任の家庭裁判所所長が置かれたようでござい

でございますが、すでに御承知のことと思ひますが、家庭裁判所におきましては、従来の家事審判所で取扱つておりました家庭に関する諸事件を主に扱つておるわけでありまして、そうしてその外に家事関係では調停事件を扱つております。或る程度民事訴訟は調停を経なければその民事の訴訟が起すことができない。いわゆる調停前置主義になつております関係上、それから少年審判の關係につきましては、十八歳未満の少年事件は一應全部家事審判所に委嘱されることになりまして、家事審判所において保護処分に対する適当と思はれるものは保護処分に附しまして、起訴すべき、或いは起訴相当とすべきものはこれを檢察廳に送るといふような手続になつておりますが、実は私所管の關係でございせんので、現実にそれらの事件がどういふ事件が起して來て、どういふ内容を持つておるかというよりなところまで詳しく承知いたしておりませんけれども、後刻取調べまして御報告申し上げたいと思ひます。それから先程ちよつとお話のありました家庭裁判所の職員はどうか、人が當つておるかというところでござい

ます。これは先程のお話の新任の家庭裁判所所長と申しますのは、過日先月の十日頃でありましたか発令になりましたのは、家庭裁判所長十一人でありまして、各高等裁判所所在地に一人づつと、それから東京高等裁判所管内で横浜、大阪高等裁判所管内で京都、神戸という三ヶ所が高等裁判所所在地以外で置かれたことになつております。現在東京におきましては、従前家事審判所の審判官をしておられた方、こ

う方々が主に家庭裁判所の家事審判關係の仕事をしておられました。それから少年審判の係はやはり従来少年審判に多くタッチして來ておられる方であるとか、或いはその他練達な人を慎重に選考いたしましたして、大体東京あたりでは専任し得るだけの人が配置済みになつておる状態でもあります。全国的につきましては、多く家庭裁判所の裁判官と、地方裁判所の裁判官とは目下のところまだ兼職状態でありまして、近く定員法の改正案が出ますので、極めて若干の専任の人が置けるようになると思ひますが、まだ一般の行政官廳の定員法の改正案が出ませんので、その時に相前後して裁判所關係の定員法の關係も政府の方で御審議中と考へま

す。その余の点につきましては、取調べて申上げることになります。○委員(伊藤修君) 第四点の家庭裁判所についての批評。○説明員(小川重吉君) 御批評の点は、どうも世間様の御批評をむしろ私の方からお伺ひしたいくらいでございます。○岡崎君 第三百四十九條第四項の抗告期間は十四日になつておりますが、これはやや長きに失するかのやうに感じますが、どうも外のそれと、三日、四日、五日というものに比しまして、ちよつと外に例がないやうに思ひますが、その点……○政府委員(岡崎昭一君) 執行猶予の取消しの裁判は、その裁判を受けます者につきましては、非常に重大な事柄でありまして、抗告をいたしましたして、それに対して、抗告をする機会を十分與えたいという趣旨で、通常の抗告期間よりは十分ゆとりのある期間を

設けた次第であります。○岡崎君 但し……。但しというとおかしいが、後に但書もありませんので、或いはそういう虞れがないのではなからうか。そういういたしますと、期間が十四日というのは、必要ではないかという感じがあります。その点も一度。

○政府委員(岡崎昭一君) 但書の活用によりまして、大いに救われる場合もあるかと思ひますが、旅行中の裁判の宣告があつたとか、或いは裁判の送達があつたという場合に、但書でいふと、現実には知つた時の期日というものを上應証明しななければならぬわけですが、一應十四日という期間がありまして、旅行から帰つて参りましても、尚ゆとりの期間があります。但書の適用を待ちませんで、直ちに抗告書を出し得るといふやうな便宜もございまして、但書の規定で大いに保護せられるとは存じますが、或るべくそういう点に関する争点を作りませんで、有効な抗告として取扱はしめずために、抗告期間を長くして置くことが適當だと考へまして、十四日ぐらに、多少不相當な長いやうな期間を設けたかと考へます。○委員(伊藤修君) 小川課長にお願ひいたしますが、あなたの方で印刷されたのですが、對應家庭裁判所処理別調というのがあるのですが、それは一月、二月の調べですが、できるならば一月から最近までのこゝろの処理別調書をお配り願ひたい。これは後に審議する法案と関連がありますから。別に御質疑がなければ、この程度にして置かして、そのあとの質疑は後

日に譲りたいと思ひます。次に民法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法案につきましては、内容の御説明を政府委員からお願ひいたします。○政府委員(岡崎昭一君) 民法等の一部を改正する法律案の提案理由によりまして、すでに十分改正趣旨は御了承を得たと存じますが、重ねて簡単に御説明申し上げます。この改正は、民法の改正と、民事訴訟法の改正とに分れておりますが、民法の改正の部分は、雇人の給料に対する先取特権の順位を変更いたしました。共益費用の次に、第二順位として雇人の給料の先取特権を認められたのであります。それが改正の一つの点であります。

それから第二番目は、三百九條に、雇人給料の先取特権の範圍の規定をいたしてございまして、その但書に、その金額は五十円とするという規定がございまして、それは如何にも現在の物價、賃金、貨幣價値から考へますと、殆んど雇人の給料の先取特権を認められております法律の実益を無視したことになるので、この但書を削除いたしました次第でございます。民事訴訟法の改正は、六百十八條の改正によりまして、この差押を受けざる係給生活者の債權の範圍は大いに改められたわけでございまして、五百七十條には、別に改正の手を施さなかつたのでありまして、差押物としては、労働者の給料、その他の給與は無條件に差押えられておつたわけでございまして、差押禁止物として五百七十條の第一項第六号を拡張いたしました。十分の保護を與えるやうにした次第でござ

小川でございます。只今お尋ねの点で
所の審判官をしておられた方、こ
告期間よりは十分ゆとりのある期間を
して置きまして、そのあとの質疑は後
第一項を主張いたしました。十
分の保護を興えるようにした次第でこ

でございます。即ち現行法によりますと、

五百七十條の第二項の第六号は、官
吏、それから神職、僧侶及び公立私立
の教育者教師にありては、第六百十八
條に規定する職務上の収入又は恩給の
差押を受けた金額、但し差押より次
期の俸給又は恩給の支拂までの日数に
應じてこれを計算す、かようになつて
おるのであります。官吏とか、或い
は神職、僧侶、学校の教師というもの
の俸給、恩給はこれで保護いたされる
わけですが、一般雇員或いは勤労者の
俸給というものは、何らの制限なしに
差押えられるというのでは勤労者の生
活の保護において甚だ欠くるところが
ありますので、六百十八條の改正の
條に剛いまして差押を禁止されておる
債権につきましては、たとえそれが債
権でなしに現実に給與を受けた場合、
その給與の金額についても亦差押をす
ることを許されぬということにいた
した次第でございます。

○委員(伊藤修) ちよつと速記を
止めて。
〔速記中止〕
○委員(伊藤修) 速記を始めて。
それでは本法に対するところの質疑は
後日にこれを譲ることにいたします。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(伊藤修) 次に皇族の身分
を離れた者及び皇族となつた者の戸籍
に関する法律の一部を改正する法律案
を議題に供します。前回は引続きまし
て審議を継続いたします。
○深川タマエ君 皇族の身分を持つて
おいでになりますと特に何か職業上の
制限もあるのではありませんか。
例えば商行為ができないとかいうよう

なことがありますのでしよろか。
○政府委員(村上朝一) そういう法
律上の制限はないように承知いたして
おります。
○委員(伊藤修) 外に御質疑あり
ませんか。では質疑は結局するこ
とに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(伊藤修) 質疑は結局いた
します。討論は省略いたしました。直
ちに採決に入ること御異議ありません
ですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(伊藤修) それではさよう
に決定いたします。本案全部を問題に
供します。本案全部に御賛成の方は御
起立を願います。
〔総員起立〕
○委員(伊藤修) 全会一致原案通
り可決すべきものと決定いたします。
尙本会議における委員長の口頭報告の
内容につきましてはあらかじめ御了承
願つて置きます。御賛成の諸君の御署
名をお願いいたします。
多数意見者署名

大野 幸一 大野木秀次郎
宮城タマヨ 來馬 琢道
松村眞一郎 鈴木 安孝
松井 道夫 深川タマエ

○委員(伊藤修) 次に公証人法等
の一部を改正する法律案を議題に供し
ます。本案につきましては昨日御決定
を願ひました証人の証言をお願いする
ことにいたしました。前に宣誓書に
捺印をお願いします。
〔証人は宣誓書に捺印する〕
○委員(伊藤修) 東京公証人会長
松澤卓規君よりまず証言を願います。

○証人(松澤卓規) 私として意見を
述べます。今度の公証人法等の一部を
改正する法律案につきましては当局の
方から根本的改正でなくして、一部の
改正に止めるということに重点を置か
れましたことでございます。一部の改
正ということになりますと、公正証書
の作成についての簡易化ということが
私共主眼となつて来ると考えます。こ
れまで初めて作成しますときには市区
町村長が印鑑証明をするという工合
に、印鑑証明書を、面識のない者は印
鑑証明書を以て第一の眼目としていた
のであります。ところが私共實際の経
験によりまして、同じ印鑑証明である
以上、市区町村長の與えた印鑑証明で
はなくして、その外裁判所が與える場
合もありまして、又その他の官廳
が印鑑証明をいたす場合もありまし
よし、同じ認証的職務を行なつておる
官吏が殆ど以上は市区町村長
に限る必要はない。廣く一般にやる方
が当事者が非常に便利であるというこ
とを主張いたしました。官公署とい
うことになりました。非常に
これは印鑑証明について廣くなりまし
から、一般に便になるものと考えま
す。又これまでは証人二人が要ると
か、随分手続が面倒であります。或
いは委任状に対しても印鑑証明とい
うことになつてしまつたが、その役場に
そういう資格とか印鑑がありましたな
らば、毎日々々取りなぐてもよろし
い。これまでは毎日取りまして、一々
委任状の場合取つて置いたのであり
ますが、一遍出して置きましたなら
ば、或る期間ならば差支えないとい
建前でこういう工合に……
それでは初めの方の、選考委員とい

うことについて何します。この公証人
審査会の選考を要したならば、当該
監督公証人の職務に必要な学識経験
を有する者を公証人に任命するとい
う案が出したので、実は私共はこれは
公証人の質を低下するのではないかと
いう考えが起きました。ですから、
そのことを承りましたところが、現
在、辺鄙なところには公証人になり
て。又随分それがために地方の方
では非常に困つておるところもある。
そういうところにはこれだけの多年の
経験があつて、そして相當な人物で
あつたならば、公証人をやらしても差
支えないのではないかと。やはりそれで
廣く道を開くといふのは、廣く人材を
登用するゆゑであるから、どうして
その審査会の方に重点を置いて、審
査会に公証人を半分ぐらい審査委員
として、それを検討したならば、公証
人の方で果してそれだけの資格ありや
否やといふことの審査もできるし、大
それがために公証人の地位も落ちるこ
とはないではないかと。お話があり
ましたので、まだこの審査会のこと
につきましては、はつきりしたことを私
は知りませんけれども、とにかくその
ときには約半数は公証人を選ぶとい
言葉でありました。一つは余り公証人
が希望してない。いわば田舎の方に
やるのだ。そしてこの大都市の方に
はそういうことを任命しないようにす
るといふ言葉がありました。ですから、
私共はその言葉を信用いたしましたし
て、極力これは制限するといふ言葉を
尊重いたしました。それならば止むを
得ないだろう。ただ公証人の地位が非
常に今まで判検事、弁護士に相當な、

要するに國家試験、今は試験がありま
せんが、とにかく從來は國家試験の選
考を経て皆それ／＼の資格のある者を
やつておつたに拘わらず、そういうも
のがないことになりやすから質の低
下になるのじやないかというものを非
常に心配いたしましたけれども、當局か
らそういうお話がありました。ま
から、それを私共は信じて、ま
そこまで資格といふことについて重
きを置かれるならば、まあそれで仕方な
いだろうという工合に申上げて、この
案に私共も賛成したわけなんです。
それだけでありませぬ。
○委員(伊藤修) 別にお尋ねにな
ることはありませんか。
○大野幸一君 現在公証人の収入とい
いますか、それは地位を保つに十分な
収入があるようですか、どうですか。
○松澤証人 只今のところでは、昨年
十一月に増加になりましたものですか
ら、只今のところでは相當な地位が
保つて行けるようであります。
○大野幸一君 この選考によつて資格
が賦與されて、それはなるべく從來公
証人のなかつた地へやられるといふこ
とになつて、それを信用してといふお
話ですが、一旦地方へ行つても余り仕
事がなければ、又東京へ来て仕事をす
る、こういうことになつて、余り都會
で数において多くなり過ぎると、とか
く営業主義に走つてちよつとルーズに
もなり、お客本位だと、こいうこと
になる場合もあります。従つて初めか
ら資格は前のように厳重にして置いた
方がいいかと考えられることがある
ゆゑですが、率直に一つ御答弁願ひたい
と思ひます。

○松澤証人 誠に只今の仰せのごとく

○委員(伊藤修君) 他に御質疑はありますか。……では次に日本弁護士

は、結論的には大体この法案は御了承のように承ったのであります、併し

討して見る必要がある、或いは狙われるところには簡易裁判所の判事、検事

なく、或いは法律でやりなされるのか、假によし又政令にするにいたしました

部を改正する法律案につきまして、公証人の資格を定めております第十三條

の規定について意見を申上げたとい存じます。

どういふ人が公証人に任せられるかという問題は、公証人制度の根本に觸れる問題でございますし、又國民の法律生活の実態に照れて来る問題で、極めて重要なことであると考えております。それにつきまして、今回の改正は私共遺憾ながら御賛成いたしかれるのであります。公証人の職務を考えますと、従来「判事、検事又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者」に限られていたものであります。その公証性と申しますか、その公証性は今日の、又今後の我が國の進むべき道を考えますとき、少しも變つたところはない、否、それ以上にその公証性を増しておると考えられるのであります。殊に今度の改正案で「多年法務ニ携ハリ」……「法務」といふ觀念が法制上甚だはつきりしてないよりに思ひのであります。こゝに熟さない字句で表現せられるといふことは、問題が問題でありますだけに、御賛成いたしかれるわけでありませぬ。

新らしい憲法の下に日本の法制が漸次整備されまして、いわゆる民主政治國としての面目を整へつてあるときに、公証人制度の根本についてどういつた改正が加えられますことは、何か私共としては時代に逆行するよきな感じを受けるのであります。私共の考へておいたしましては、要するに試験及び実地修習を経て公証人に任せられるという建前と、それから試験及び実地修習を要しない者としては、弁護士たる資格を有する者、こゝういふふうに規定されればそれで事足りるものであつて、又それが最も妥當なのであつて、

十三條後段の規定は削除して然るべきものと考へる次第でございます。以上を以て私の証言を終ります。

○委員(伊藤修君) 只今の御証言について御質疑はありますか。別に御質疑はありますか。

○松澤典義君 私は今の十三條の点の御意見は了承いたしましたのであります。更にもう一点三人の方に確かめたいと思ひますことは、二十八條関係であります。只今松澤さんからは非常に手続が簡易になつてよろしいという御意見であつたのであります。それはそれといたしまして、何と申しまして公証書の公証性と申すか、信憑性といひますか、絶対間違いがないといふこととこの制の根本があるかと存するものであります。従前の二十八條によりますと、「公証人 判事ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトモ、其ノ本籍地若ハ寄留地ノ市区町村長ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出セシメ又ハ氏名ヲ知り且面識アル証人二人」云々といふことに規定せられておるのであります。ところが、今回の改正によりますと、「官公署ノ作成シタル印鑑証明書ヲ提出シ、これも従前に較べますと、官公署の種類に別に制限がない、それから「其ノ他確實ナル方法ニ依リ」といふこと、確實なる方法を別に制限も何もしておらないのであります。單に主観的にこれは確實なる方法だ、それによつて人違ひがないことは明らかだと思つたといふことだけで、如何なる方法でも差支えないことになつておるのであります。これによりまして公証書の公証性を信用を傷つけ、或いは訴訟事件を従来より刺戟するとい

うような虞れがないかどうかというところをお三人の方に尋ねたいと思ひます。

○松澤典義君 この「確實ナル方法」は時間的にも考へられますけれども、とにかく一定の公証事務をやつておられます以上は、無闇に私が本人であるから間違ひないとか、或いは名刺くらい出し、これは自分が本人であるとかいふようなことはこの確實ナル方法といふことの中には入りませんから、では私共の考へはどうかといふことと、或いはその本人が身分証明書を保持しておりますか、或いはこの頃よく持つておられますか、それには年齢も書いてありますし、本人と年齢を対照して見ましたならば、本籍不確定でない、本人であるといふ認識はできるよ様に私共多年の経験上思ひのであります。又これを逆に考へまして、よく印鑑証明書と判を持って他人が出頭して来る場合があるのではあります。それもやはり公証人の方は年齢の記載や何かの関係上、あなたは正生れだから年が行かないから本人でないだろうといふと、いや私は弟であるとか、或いは伴であるとかいふことで取扱わないこともあります。その証明書があつてそのいふものがありましてならば、私はその「確實」といふことに重点を置いておられます。上は、公証証書としてその間違ひないだろう、こゝういふふうに私は確信を持つておられます。殊に一般にそれが便利だといふことを考へたわけでありませぬ。

○水野証人 この問題について私共は研究するつもりでおりましたのですが、……一應十三條といふことなので、そこに触れなかつたのですが、「其ノ他確實ナル方法」といふことには非常に疑問があるものでして、全く松澤さんが持たれるのと同じ疑問を私持つておつたのであります。今松澤さんの御説明を承つて非常に危険を感じたのであります。今おつしやられるような程度が「確實ナル方法」として人違ひなきことを証明し得るものかどうかといふことをお考へなれば、これは非常に私危険があると思ひます。少くとも官公署の作成した印鑑証明書に相應する程度の一つの確實な方法といふことでなければならぬと思ひます。この人違ひがあるかないかといふことは、公証力を與えたり、認証力を與えるのに非常に重要な根拠なのであります。殊にこの債務力を得るといふことの公証証書の力といふものは、私共から申しますと非常に重要なものであります。そゝういふ重要な証書を作る基本である人の問題について、ここに今までもすでに印鑑証明書そのものを偽造して、そして人が違つて作成されたといふことによる争ひといふものが相当にあるのであります。印鑑証明書といふよきなところから、その証明書によつてすら尙且つ誤りがある。そゝうした便宜な方法から出たのであります。けれども、松澤さんの考へられておられるよきなことが確實な方法として処理されるということになると、私は極めて簡単に他人のこれに代つての公証証書が出て来ると思ひます。こゝういふよきなことを考へられると思ひます。おつしやられるよきな意味のことがあつたらば危険千万なことだ、これは私は何とか改めて貰わなければならぬと思ひます。ただ印鑑証明書の提出に相應する何か常識的に我々経験上考へて見ると、印鑑証明書はいいけれども、印鑑証これをいけな言わなくてはいいのじやないか、かゝうに考へられるのであります。いわゆるこの「確實ナル方法」といふことの具體的取扱いをどうするかといふ問題によつて、これは決めて行かなければならぬといふように私は考へます。

○内藤証人 ここにございまして「確實ナル方法ニ依リ」といふ規定の運用が極めて重要なことであることは申すまでもないことと存じます。やはりこれは印鑑証明書の提出に準ずるといふよきな運用で行くことが妥當であると思ひます。結局これは公証人の方において、その具體的な場合々々に判断されることになると思ひます。結論としてこの二十八條は第一項に「面識アルコトヲ要ス」といふ規定がございましてこの「面識アル」といふ規定の運用も実は具體的にはなかく、むづかしい点があると察せられるのであります。どういつた場合に「面識アル」といふことが言えるかといふことはむづかしい問題でありまして、結局個々の場合にその公証人の方が判断をされる外はない、判断と運用に当られる外はないわけでありませぬ。こゝういふ第一項の只今申上げた「面識アル」第二項の「確實ナル方法」といふよきなことは、結局公証人の方の何と申しますか、品性よきなを得て公証制度といふものがしつかり運用されることを期する外はないのではないかと、先程申し上げましたよきなにはやはり公証人たり得る資格に

第五部 法務委員会會議録第十一号 昭和二十四年五月十日 【本議案】

74

十分の考慮を拂われて、運用のよろしきを得ることを期されることがよろしいのではないかと、いろいろに考えておるのではありません。

○委員(伊藤修君) 他にお尋ねはございませんか。

○大野幸一君 前から松澤公証人会長に十やお尋ねしたいと思つて、その資格問題について、地方へ行く人が少いからそれを救済するため、こういうことが目的だとするならば、地方に行く人が少いというの、生活上地方が嫌いだと言ふのか、収入がないから地方が嫌いだと言ふのかどういふ意味でしようか。

○松澤証人 それは私共も公証人のことに関してはお答えをいたしかねますが、地方のことは私共よく分りませんが、これも、恐らく一般から考えましても、これは私の推測ですが、やはり経済上の点からだろうと思つて、

○大野幸一君 執行吏ですか、収入が或る程度まで保障される、こういうことになれば喜んで行く人があるだろうと思つて、どうお考えになるかと思つて、

人よりも選考公証人……、選考された公証人が行く、何といつてもレペルが低下されることになる、それで収入がないといふとそこに職務上の誘惑を受ける危険があるのじやないかと思つて、と申しますのは、公証人ではないが、私が曾て経験したところによると、何でも地方では確定日附を取るのに、登記所の官吏から確定日附を出せる権限があつた。そこで登記所の近所を知つておる人だと、遺言証書の確定日附を五日や六日くらいは遅らして取つたといふことを私は経験して

る。そういうような危険がありはしないかと考へるのです。この二つについてもう一度お尋ねしたいと思つて、

○松澤証人 それはどうもその人の問題で、なにかお答えできませんけれども、多年の経験があり、それからいざ審査会で付議されます以上は、履歴とかいふような関係がありましようから、そういうものを見てやるわけですから、その点は考えようによると思つて、

又もう一つはそういう悪いことは、一般的に言いますと、必ずしも教育があり、頭が非常にいい人は悪いことをしない、頭のぼんやりして、学識のない者が悪いことをするといふのじやなくて、これはむしろ性質から来る問題でありますから、必ずしも学力とか知識等によらんとは思つて、六日に来たものを一日に廻らしてやるというところは、これは一つの犯罪行為なので、

○大野幸一君 そうするとこの法案に上りましても、希望のあるとか人格のあるとかいふよりなことは、これには一つも盛られていないようです。成る程学問があつても悪いことをする人はするのですけれども、由來公証人は判検事、弁護士といふような資格がななくちやなれないといふので、一つのブライド、自分の地位、自分自身に対する引締り心がある、そういうことが悪いことを引止める、自分は判事であり、検事であり弁護士である、その後身であるといふようなことから、比較的地

位が高かつたので、そこにはやはり資格問題といふものと悪いことをするのじやないかといふことは関連があると思つて、公証人審査会の選考の標準といふものに対して、この十三條では別に理想といふか、人格といふようなものが表示されていらないので、あなた方はいふ／＼参考に関われる場合には、そういうことを当然含んでいると解釈されますか。

○松澤証人 私共は、それも先程証人のお二方がお述べになりました通り、まだこの審査会といふものが、果してどういふものになるかといふことは、これは私共はただ判検事が公証人になり得ると承つただけで、実は私も内容はよく分りませんでしたが、恐らくそういうことになりますれば、それは無論い／＼な学識以外に、そういう、その何と言いますか、品行と言いますか、性行と言いますか、そういう点まで十分考へてやるべきものだろうと実は考へておりました。

○大野幸一君 先程お尋ねいたしました公証人に対して補助があるといふことになれば、公証人はあつた。それとも限らないのですか。

○松澤証人 それは経済上です。それから、公証人も知れませんが……、

○委員(伊藤修君) 別に他に……、それでは各証人の方から有益な御資料を頂きます。有難うございました。それでは本案につきまして修正意見がありましたら至急御提出をお願いしたいと思います。

尙本案についての正誤の点を政府委員からお述べになりますから……、
○政府委員(村上朝一君) お手許に配付してあります法律案に、誤植による

脱漏がございまして正誤の手續を取つておりますので、その正誤の内容を申し上げますが、四頁の十一行目、即ち三十六條の第六号の改正の中で、「又ハ印鑑若ハ署名ニ關スル證明書」の下に「ヲ提出セシメテ證明書」といふ文字が抜けておりました。つまり「證明書ノ真正」といふのが、「證明書ヲ提出セシメテ證明書ノ真正ナルコトヲ證明セシメタルキハ其ノ旨」となるのでございす。その誤植でございまして訂正いたします。

○委員(伊藤修君) では本日はこの程度にいたします。明日午前十時から委員会を開きます。

午後三時五十分散会
出席者は左の通り。
委員 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君
大野 幸一君
齋 武雄君
大野木秀次郎君
深川タマエ君
來馬 琢道君
松井 道夫君
松井眞一郎君

政府委員
法務政務次官 遠山 丙市君
法務事務官 (調査意見第 一局長) 岡咲 恕一君
法務事務官 (民事局長) 村上 朝一君

法務事務官 (最高裁判所事務総局長) 小川 善吉君
法務局長 (課長)

証人
東京公証人会長 松澤 卓規君
法務事務官 (最高裁判所事務総局長) 内藤 頼博君
日本弁護士連合会会長 水野東太郎君

五月十日日本委員会に左の事件を付託された。
一、弁護士法案(衆)
弁護士法案
弁護士法

弁護士法(昭和八年法律第五十三号)の全部を改正する。

目次
第一章 弁護士の使命及び職務 (第一條-第三條)
第二章 弁護士の資格 (第四條-第七條)
第三章 弁護士名簿 (第八條-第十九條)
第四章 弁護士の権利及び義務 (第二十條-第三十條)
第五章 弁護士会 (第三十一條-第四十四條)
第六章 日本弁護士連合会 (第四十五條-第五十條)
第七章 資格審査会 (第五十一條-第五十五條)
第八章 懲戒 (第五十六條-第六十四條)
第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会 (第六十五條-第七十一條)
第十章 法律事務の取扱に關する取締 (第七十二條-第七十四條)

取つたといふことを私は経験してお

あるといふよりなごから、比較的

付してあります法律案に、誤植による

事務局長(小川) 事務局長(小川)

事務局長(小川) 事務局長(小川)

第十一章 罰則(第七十五條-第八十二條)

第七十九條 附則(第八十條-第九十二條)

第二章 弁護士之使命及び職務

(弁護士之使命)
第一條 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

(弁護士之職責の根本基準)

第二條 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

(弁護士之職務)

第三條 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の申立等行政職に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができ

第二章 弁護士之資格

(弁護士之資格)

第四條 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

(弁護士之資格の特例)

第五條 左に掲げる者は、前條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

第五節

法務委員会会議録第十一号

昭和二十四年五月十日

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。
- 二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務府事務官又は司法研修所若しくは法務府研修所の教官の職に在つた者。
- 三 五年以上別に法律で定める大学の法学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教の職に在つた者。
- 四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。
- (弁護士之欠格事由)
- 第六條 左に掲げる者は、前二條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。
 - 一 禁こ以上の刑に処せられた者。
 - 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者。
 - 三 懲戒の処分により、弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録をまつ消され、税務代理士であつて許可を取り消され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者。
 - 四 禁治産者又は准禁治産者。
 - 五 破産者であつて復権を得ない者。
- (外國の弁護士となる資格を有する者の特例)

- 第七條 外國の弁護士となる資格を有し、且つ、日本國の法律につき相當の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。
- 2 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、外國人又は外國法に關し、第三條に規定する業務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。
- 3 最高裁判所は、前二項の承認をする場合には、試験又は選考をすることができ
- 4 第一項又は第二項の承認を受けた者には、第一條、第二條、第二十條第三項及び第二十三條乃至第二十九條の規定を準用する。
- 6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項又は第二項の承認を取り消すことができる。
- 6 最高裁判所が第一項又は第二項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。
- 第三章 弁護士名簿
- (弁護士之登録)
- 第八條 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。
- (登録の請求)
- 第九條 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。
- (登録換の請求)
- 第十條 弁護士は、所属弁護士会を

- 変更するには、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければならない。
- 2 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。
- (登録取消の請求)
- 第十一條 弁護士がその業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録取消の請求をしなければならない。
- (登録又は登録換の請求の進達の拒絶)
- 第十二條 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し、弁護士職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基づき、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。
 - 一 心身に故障があるとき。
 - 二 第六條第三号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消、許可取消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。
- 2 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠く虞があるものについてもまた同前項と同様とする。
- 3 弁護士会は、前二項の規定により請求の進達を拒絶する場合に、登録又は登録換を請求した者

- に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。
- (弁護士会による登録取消の請求)
- 第十三條 弁護士会は、弁護士が前條第一項第一号、第二号及び第二項に掲げる事項について虚偽の申告をしていいたときは、資格審査会の議決に基づき、日本弁護士連合会に登録取消の請求をすることができる。
- 弁護士会は、前項の請求をした場合には、その弁護士に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。
- (進達の拒絶等に対する異議の申立)
- 第十四條 前二條の規定により登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶され、又は登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることができ
- 2 弁護士会は登録又は登録換の請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換の請求をした者は、これを拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に前項の異議の申立をすることができ
- 3 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合においては、資格審査会の議決に基づき、その申立に理由があると認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないと認めるときは、これを棄却しなければならない。

<p>4 日本弁護士連合会は、前項の処分をした場合には、異議の申立をした者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。 (登録及び登録換の拒絶) 第十五條 日本弁護士連合会は、弁護士会から登録及び登録換の請求の進達を受けた場合において、第十二條第二項又は第二項に掲げる事由があつて登録又は登録換を拒絶することを相当と認めるときは、資格審査会の議決に基き、その登録又は登録換を拒絶することができる。</p>	<p>3 前二項の訴は、日本弁護士連合会を被告として提起しなければならない。 4 裁判所は、必要と認める場合には、職権で決定をもつて、訴訟の結果について利害関係のある弁護士会を訴訟に参加させることができる。 5 裁判所は、必要と認める場合には、職権で証拠調をすることができ、但し、その証拠調の結果について当事者の意見をきかなければならない。 6 第一項及び第二項の訴訟については、本條によるの外、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の定めるところによる。 (登録取消の事由) 第十七條 日本弁護士連合会は、左の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。 一 弁護士が第六條第一号及び第三号乃至第五号の一に該当するに至つたとき。 二 弁護士が第十一條の規定により登録取消の請求をしたとき。 三 弁護士について退会命令、除名又は第十三條の規定による登録取消が確定したとき。 四 弁護士が死亡したとき。 (登録取消の事由の報告) 第十八條 弁護士会は、所属の弁護士に弁護士名簿の登録取消の事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、すみやかに、その旨</p>	<p>を報告しなければならない。 (登録等の通知及び公告) 第十九條 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士に通知し、且つ、官報をもつて公告しなければならない。 第四章 弁護士の権利及び義務 第二十條 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。 第二十一條 法律事務所は、その所属弁護士の地域内に設けなければならない。 第二十二條 弁護士は、いかなる名義をもつてしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。但し、他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。 (法律事務所の届出義務) 第二十二條 弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。 (秘密保持の権利及び義務) 第二十三條 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負ふ。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 (委嘱事項等を行う義務) 第二十四條 弁護士は、正当の理由</p>	<p>がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞することができない。 (職務を行ひ得ない事件) 第二十五條 弁護士は、左に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。但し、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合に、この限りでない。 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件。 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基くと認められるもの。 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件。 五 公務員として職務上取り扱つた事件。 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件。 (汚職行為の禁止) 第二十六條 弁護士は、受任している事件は、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。 (非弁護士との提携の禁止) 第二十七條 弁護士は、第七十二條乃至第七十四條の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。 (競争権の譲受の禁止) 第二十八條 弁護士は、競争権を譲り受けることができない。</p>	<p>(依頼承諾の通知義務) 第二十九條 弁護士は、事件の依頼を承諾しないときは、依頼者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。 (兼職及び営業等の制限) 第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。 2 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人となることできない。 第五章 弁護士会 (目的及び法人格) 第三十一條 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。 2 弁護士会は、法人とする。 (設立の基準となる区域) 第三十二條 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。 (会則) 第三十三條 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。 2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。</p>
<p>2 日本弁護士連合会は、前項の規定により登録又は登録換を拒絶する場合においては、登録又は登録換を請求した者及びこれを進達した弁護士会に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。 (訴の提起及び手続) 第十六條 第十四條に規定する異議の申立を棄却され、前條の規定により登録又は登録換を拒絶された者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。</p>	<p>2 日本弁護士連合会が第十四條第一項若しくは第二項の異議の申立を受けた後三箇月を経てもなお同條第三項の処分をせず、又は登録若しくは登録換の請求の進達を受けた後三箇月を経てもなお弁護士名簿に登録若しくは登録換をしないときは、異議の申立をなし又は登録若しくは登録換の請求をした者は、その申立を棄却され又は登録若しくは登録換を拒絶されたも</p>	<p>のとみなし、その後三十日以内に前項の訴を提起することができる。 3 前二項の訴は、日本弁護士連合会を被告として提起しなければならない。 4 裁判所は、必要と認める場合には、職権で決定をもつて、訴訟の結果について利害関係のある弁護士会を訴訟に参加させることができる。 5 裁判所は、必要と認める場合には、職権で証拠調をすることができ、但し、その証拠調の結果について当事者の意見をきかなければならない。 6 第一項及び第二項の訴訟については、本條によるの外、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の定めるところによる。 (登録取消の事由) 第十七條 日本弁護士連合会は、左の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。 一 弁護士が第六條第一号及び第三号乃至第五号の一に該当するに至つたとき。 二 弁護士が第十一條の規定により登録取消の請求をしたとき。 三 弁護士について退会命令、除名又は第十三條の規定による登録取消が確定したとき。 四 弁護士が死亡したとき。 (登録取消の事由の報告) 第十八條 弁護士会は、所属の弁護士に弁護士名簿の登録取消の事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、すみやかに、その旨</p>	<p>がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞することができない。 (職務を行ひ得ない事件) 第二十五條 弁護士は、左に掲げる事件については、その職務を行つてはならない。但し、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合に、この限りでない。 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件。 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基くと認められるもの。 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件。 五 公務員として職務上取り扱つた事件。 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件。 (汚職行為の禁止) 第二十六條 弁護士は、受任している事件は、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。 (非弁護士との提携の禁止) 第二十七條 弁護士は、第七十二條乃至第七十四條の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。 (競争権の譲受の禁止) 第二十八條 弁護士は、競争権を譲り受けることができない。</p>	<p>(依頼承諾の通知義務) 第二十九條 弁護士は、事件の依頼を承諾しないときは、依頼者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。 (兼職及び営業等の制限) 第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。 2 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人となることできない。 第五章 弁護士会 (目的及び法人格) 第三十一條 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。 2 弁護士会は、法人とする。 (設立の基準となる区域) 第三十二條 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。 (会則) 第三十三條 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。 2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。</p>

その申立を棄却し、又は登録若しくは登録換を拒絶されたも

かあると認めるときは、日本弁護士連合会に、すみやかに、その旨

(登録事項等を行つて登録)
第二十四條 弁護士は、正当の理由

第二十八條 弁護士は、保身権利を譲り受けることができない。

2 弁護士の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所所在地。
二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定。

三 入会及び退会に関する規定。
四 資格審査会に関する規定。

五 会費に関する規定。
六 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消の請求の進捗並びに第十三條の規定による登録取消の請求に関する規定。

七 弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規定。
八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。

九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定。
十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定。

十一 司法修習生の修習に関する規定。
十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。

十三 建議及び答申に関する規定。
十四 懲戒、懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定。

十五 会費に関する規定。
十六 会計及び資産に関する規定。

3 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。
(登記)
第三十四條 弁護士会は、その所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 弁護士の設立の登記には、左

の事項を登記しなければならない。
一 名称。
二 設立の基準となる地方裁判所の名称及び管轄区域。

三 事務所。
四 会長及び副会長の氏名及び住所。

3 弁護士会が解散したときは、二週間以内で解散の登記をしなければならない。

4 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

5 弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6 この法律に規定するものの外、弁護士会の登記の手續に關して必要事項は、政令で定める。
(会長及び副会長)
第三十五條 弁護士の代表者は、会長とする。

2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこの法律及び会則に規定する会長の職務を行う。

3 会長及び副会長は、法令によつて公務に従事する職員とする。
(入会及び退会)
第三十六條 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士の会員のとなり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

2 第十一條に規定する請求により登録取消を受けた者は、当然、所属弁護士会を退会するものとする。

属弁護士会を退会するものとする。
(總會)
第三十七條 弁護士会は、毎年定期總會を開かなければならない。

2 弁護士会は、必要と認める場合には、臨時總會を開くことができる。
(總會の決議等の報告)
第三十八條 弁護士会は、總會の決議並びに役員就任及び退任を日本弁護士連合会に報告しなければならない。

(總會の決議を必要とする事項)
第三十九條 弁護士の会則の変更、予算及び決算は、總會の決議によらなければならない。
(總會の決議の取消)
第四十條 弁護士の總會の決議が公益を害するときその他法令又はその弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するときは、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができる。

(紛議の調停)
第四十一條 弁護士会は、弁護士の職務に関する紛議につき、弁護士又は当事者その他関係人の請求により調停をすることが出来る。
(答申及び建議)
第四十二條 弁護士会は、日本弁護士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申しなければならない。

2 弁護士会は、弁護士事務その他司法事務に關して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。
(合併及び解散)
第四十三條 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、總會の決議により合併又は解散する。

2 合併については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百條及び第百三條の規定を準用し、解散については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八條及び第八十二條並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。

3 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。

4 第十條、第一項の規定は、前項の場合に準用する。
(弁護士会連合会)
第四十四條 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

第六章 日本弁護士連合会
(設立、目的及び法人格)
第四十五條 全國の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士

第四十三條 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、總會の決議により合併又は解散する。

2 合併については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百條及び第百三條の規定を準用し、解散については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至第八條及び第八十二條並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。

3 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。

4 第十條、第一項の規定は、前項の場合に準用する。
(弁護士会連合会)
第四十四條 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

第六章 日本弁護士連合会
(設立、目的及び法人格)
第四十五條 全國の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士

会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。
3 日本弁護士連合会は、法人とする。
(会則)
第四十六條 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない。
一 第三十三條第二項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号(但し、綱紀委員会に關する事項を除く)乃至第十六号に掲げる事項。
二 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に関する規定。
(会員)
第四十七條 弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。

(調査の依頼)
第四十八條 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に關する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

(最高裁判所の権限)
第四十九條 最高裁判所は、必要と認める場合には、日本弁護士連合会に、その行つた事務について報告を求め、又は弁護士及び弁護士会に關する調査を依頼することができる。
(準用規定)
第五十條 第三十四條、第三十五條、第三十七條、第三十九條及び第四十二條第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。

第七章 資格審査会

第五十一條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ資格審査会を置く。

2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に關して必要な審査をする。

(組織)

第五十二條 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てる。

3 委員は、弁護士、裁判官、檢察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は檢察官である委員はその他の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等檢察廳檢察長若しくは地方檢察廳檢察正の推薦に基き、その他の委員はその弁護士会の總會の決議に基き、日本弁護士連合会の資格審査会においては、裁判官又は檢察官である委員は最高裁判所又は檢察廳長の推薦に基き、その他の委員は日本弁護士連合会の總會の決議に基かなければならぬ。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備委員)

第五十三條 資格審査会に予備委員若干人を置く。

2 前條第三項及び第四項の規定

は、予備委員に準用する。

3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。

(会長の職務及びその身分等)

第五十四條 会長は、会務を総理する。

2 会長、委員及び予備委員は、法令によつて公務に従事する職員とする。

(審査手続)

第五十五條 資格審査会は、審査に關し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはそれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三條の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、且つ、これに關して陳述及び資料の提出をする機会を與えなければならぬ。

第八章 懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六條 弁護士は、この法律又は所屬弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所屬弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問はずその品位を失ふべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、その弁護士の所屬弁護士会が、懲戒委員会の議決に基いて行ふ。

(懲戒の種類)

第五十七條 懲戒は、左の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 退会命令

四 除名

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八條 何人も、弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士の所屬弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

2 弁護士会は、所屬の弁護士について、懲戒の事由があると思料するときは又は前項の請求があつたときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならぬ。

3 弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならぬ。

(懲戒を受けた者の異議の申立)

第五十九條 懲戒を受けた者は、その処分を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることが出来る。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基き、その申立に理由があると思料するときは当該弁護士会にその旨を通知し、又は前條の規定によりみずから懲戒し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならぬ。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(訴の提起及びその手続)

第六十二條 第五十九條に規定する異議の申立を棄却され、又は第六十條の規定により懲戒を受けた者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知又は処分を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

2 前項の訴訟については、第十六條第三項乃至第六項の規定を準用する。

第六十三條 懲戒の手續に付された弁護士は、その手續が終了するまで登録換又は登録取消の請求をすることができない。

第六十四條 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

(除斥期間)

第六十一條 第五十八條第一項の規定により弁護士に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会がその弁護士を懲戒しないとき又は相當の期間内に懲戒の手續を終えないときは、その請求をした者は、日本弁護士連合会に異議の申立をすることが出来る。弁護士会の懲戒の処分が不当に輕いと思料するときはまた同様とする。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基き、その申立に理由があると思料するときは当該弁護士会にその旨を通知し、又は前條の規定によりみずから懲戒し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならぬ。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(登録換等の請求の制限)

第六十三條 懲戒の手續に付された弁護士は、その手續が終了するまで登録換又は登録取消の請求をすることができない。

第六十四條 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手續を開始することができない。

第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会

第六十五條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、その所屬の弁護士の懲戒委員会に關して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六條 懲戒委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行ふ。

4 懲戒委員会に予備委員若干人を置く。

(懲戒委員会の審査手続)

第六十七條 懲戒委員会は、審査を求められたときは、すみやかに、審査の期日を始め、審査を受ける弁護士にその旨を通知しなければならぬ。

2 審査を受ける弁護士は、審査期

日に出席し、且つ、陳述すること
ができる。但し、委員長の指揮に
従わなければならない。

3 第五十五條第一項の規定は、懲
戒委員会の審査について準用す
る。

(懲戒手続の中止)
第六十八條 懲戒委員会は、同一の
事由について刑事訴訟が係属する
間は、懲戒の手続を中止すること
ができる。

(準用規定)
第六十九條 第五十二條第三項、第
四項、第五十三條第二項、第三項
及び第五十四條の資格審査会の会
長、委員及び予備委員に関する規
定は、それぞれ懲戒委員会の委員
長、委員及び予備委員に準用す
る。但し、この場合において、第
五十二條第三項中「会長」とあるの
は、「弁護士士の懲戒委員会にお
いてはその弁護士の会長、日本
弁護士連合会の懲戒委員会におい
ては日本弁護士連合会の会長」と
読み替へるものとする。

(綱紀委員会の設置及び機能等)
第七十條 各弁護士会に綱紀委員会
を置く。

2 綱紀委員会は、第五十八條第二
項の調査その他その置かれた弁護
士会の会員の綱紀保持に関する事
項をつかさどる。

3 綱紀委員会の委員は、その置か
れた弁護士会の会員の互選によ
る。

(準用規定)
第七十一條 第五十二條第四項、第
五十四條、第五十五條第一項及び
第六十六條第一項乃至第三項の規

定は、綱紀委員会に準用する。但
し、この場合において、第五十四
條中「会長」とあるのは、「委員長」
と読み替へるものとする。

その資格につき虚偽の申告をし
て、弁護士名簿に登録をさせた
ときは、二年以下の懲役又は五万円
以下の罰金に処する。

終えたものとみなす。
(弁護士試験の特例)
第八十二條 この法律施行の際現
に弁護士試験である者が、従前の弁
護士法の規定により一年六箇月以
上の実務修習を終え、試験を終た
ときは、その試験を終たときに司
法修習生の修習を終えたものと
みなす。

第八十七條 法務府は、従前の規定
により同府に備えられた弁護士名
簿その他弁護士及び弁護士会に関
する関係書類を、日本弁護士連合
会の求めにより、これに引き継が
なければならない。

(非弁護士の法律事務の取扱等の
禁止)
第七十二條 弁護士でない者は、報
酬を得る目的で訴訟事件、非訟事
件及び訴訟、審査の請求、異議の
申立等行政廳に対する不服申立事
件その他一般の法律事件に関して
鑑定、代理、仲裁若しくは和解そ
の他の法律事務を取り扱い、又は
これらの周旋をすることを業とす
ることができない。但し、この法
律に別段の定めがある場合及び正
当の業務に附随してする場合に
この限りでない。

(罰金の罪)
第七十六條 第二十六條の規定に違
反した者(第七條第四項により準
用する場合を含む)は、三年以下
の懲役に処する。

(弁護士士の資格事由の適用)
第八十三條 第六條の規定の適用に
ついては、従前の計理士法(昭和
二年法律第三十一号)の規定によ
り業務の禁止の処分を受けた者
は、懲戒の処分により公認会計士
の登録をまつ消された者とみな
し、官吏懲戒令(明治三十二年勅
令第六十三号)により免官の処分
を受けた者は、公務員であつて懲
戒の処分により免職された者とみ
なす。

第八十八條 この法律施行の際現
に存する弁護士会又は同じ高等裁判
所の管轄区域内の弁護士会連合会
は、この法律による弁護士会又は
弁護士会連合会とみなす。

(譲り受けた権利の実行を業とす
ることの禁止)
第七十三條 何人も、他人の権利を
譲り受けて、訴訟、調停、和解そ
の他の手段によつて、その権利の
実行をすることを業とすることが
できない。

(虚偽表示等の罪)
第七十九條 第七十四條の規定に違
反した者は、五万円以下の罰金に
処する。

(従前の弁護士名簿の登録)
第八十四條 従前の規定による弁護
士名簿の登録は、この法律による
弁護士名簿の登録とみなす。

前項の登記については、第三十
四條第二項及び第四項乃至第六項
の規定を準用する。

(非弁護士の虚偽表示等の禁止)
第七十四條 弁護士でない者は、弁
護士又は法律事務所を標示又は記
載してはならない。

(虚偽表示等の罪)
第七十九條 第七十四條の規定に違
反した者は、五万円以下の罰金に
処する。

(従前の弁護士名簿の登録)
第八十四條 従前の規定による弁護
士名簿の登録は、この法律による
弁護士名簿の登録とみなす。

前項の合併又は解散については
は、第四十三條第二項乃至第四項
の規定を準用する。

2 弁護士でない者は、利益を得る
目的で、法律相談その他法律事務
を取り扱う旨の標示又は記載をし
てはならない。

(虚偽表示等の罪)
第七十九條 第七十四條の規定に違
反した者は、五万円以下の罰金に
処する。

(従前の弁護士名簿の登録)
第八十四條 従前の規定による弁護
士名簿の登録は、この法律による
弁護士名簿の登録とみなす。

第九十條 日本弁護士連合会の設立
について必要な準備手続は、第八
十條に規定する期日より前に行

第十一條 罰則

(虚偽表示等の罪)
第七十九條 第七十四條の規定に違
反した者は、五万円以下の罰金に
処する。

(従前の弁護士名簿の登録)
第八十四條 従前の規定による弁護
士名簿の登録は、この法律による
弁護士名簿の登録とみなす。

第九十條 日本弁護士連合会の設立
について必要な準備手続は、第八
十條に規定する期日より前に行

第七十七條 弁護士となる資格を有
しない者が、日本弁護士連合会に

(虚偽表示等の罪)
第七十九條 第七十四條の規定に違
反した者は、五万円以下の罰金に
処する。

(従前の弁護士名簿の登録)
第八十四條 従前の規定による弁護
士名簿の登録は、この法律による
弁護士名簿の登録とみなす。

第九十條 日本弁護士連合会の設立
について必要な準備手続は、第八
十條に規定する期日より前に行

うことができる。

(弁護士及び弁護士候補の資格の特例に関する法律の適用)

第九十一條 弁護士及び弁護士候補の資格の特例に関する法律(昭和二十一年法律第十一号)の適用について、なお従前の例による。但し、同法に規定する審査委員会の職務は、この法律に規定する日本弁護士連合会の資格審査会が行うものとする。

(法律事務取扱の取締に関する法律の廃止)

第九十二條 法律事務取扱の取締に関する法律(昭和八年法律第五十四号)は、廃止する。但し、同法廃止前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局